

2015年4月
No.15-056a(全)

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2015年3月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0331第1号」にて、別掲項目の検体検査実施料が2015年4月1日より新規適用されることになりました。
取り急ぎご案内いたしますので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■新規収載項目

- RAS 遺伝子検査
 - Major BCR-ABL mRNA IS
- ※詳細は裏面をご参照下さい。

■適用日

- 2015年4月1日より適用

以上

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D004-2 悪性腫瘍組織検査 「1」悪性腫瘍遺伝子検査					
イ	RAS 遺伝子検査	—	2,500	尿便 34	* 1
D006-9 WT1 mRNA					
—	Major BCR-ABL mRNA IS	リアルタイム RT-PCR 法	2,520	血液 125	* 2

[注] 下線部が追加変更されました。

- * 1: (1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR 法、SSCP 法、RFLP 法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検査、肺癌における K-ras 遺伝子検査、大腸癌における RAS 遺伝子検査、悪性軟骨部組織腫瘍における EWS-Fli1 遺伝子検査、TLS-CHOP 遺伝子検査又は SYT-SSX 遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍における c-kit 遺伝子検査、家族性非ポリポージス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。ただし、肺癌における EGFR 遺伝子検査については、再発や憎悪により、2 次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。
- (2) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (3) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- (4) RAS 遺伝子検査
ア RAS 遺伝子検査は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法)の所定点数に準じて算定する。
イ 本検査には、上記(1)から(3)の規定を適用する。
- * 2: ア Major BCR-ABL mRNA IS は、区分番号「D006-9」WT1 mRNA の所定点数に準じて算定する。
イ 本検査は、リアルタイム RT-PCR 法により測定した場合に限り算定できる。